

2021年6月通常会議 追加補正予算案に対する**質疑・討論**

2021年7月2日

■質疑

林 まり

議案第103号 令和3年度大津市一般会計補正予算（第5号） 生活困窮者自立支援事業費について、一問一答でお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、もしくは社会福祉協議会から再貸付について不承認とされたといった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在します。こうした世帯を支援するために、国は「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するとし、本補正予算案は、その支給に関わる予算を計上したものです。

本来、こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられますが、必ずしも円滑に移行できていない実態があることを国も認め、支援の隙間を埋めるため、今般生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として支給しようとするものです。本市では、支給対象を971世帯と見込んでいます。

そこで、本事業の目的に照らして、支給事務が円滑に行われるよう、以下順次お尋ねします。

質問①

本支援金の対象となる特例貸付の限度額まで借り切った世帯は、5月末で1,161世帯。6月終了は284世帯ですが、8月まで貸付が延長されたため今後も支給対象者は増えていきます。本支援金の給付期間は7月以降の申請月から3カ月ですが、申請受付の期限は8月末までとなっており、対象者が期限内に申請を終えられるのか懸念いたします。申請書は、何世帯に郵送する予定かスケジュールとあわせてお答えください。

答弁

申請書の発送につきましては、約1,600世帯に対して、7月9日から3回に分けての発送を予定しております。

再質問①（要約）

いつまでに発送を終える予定か。

答弁（要約）

1回目の発送が7月9日、2回目が12日、3回目が14日の予定している。

質問②

困難な事情を抱えた方への、より丁寧な対応が必要と考えられます。郵送と、コールセンターでの電話対応で、適切な支援ができるのか危惧いたします。直接面談ができるように窓口を設けることは検討されたのかお尋ねします。

答弁

申請に伴う必要書類については、給与明細書や住民票等、簡便なものであり、必要な記載事項についても分かりやすい説明書を同封し、またコールセンターでの対応も行うことから、窓口を

設けることは予定しておりません。

再質問②（要約）

対象者には外国人が約 140 人いる。郵送と電話以外の対応は考えているのか。

答弁（要約）

特例貸付でも、滋賀外国人相談センターの協力で通訳など対応してきた。今回も同じ形で行う。

質問③

支給事務受付対応業務委託料 3,559 万 6,000 円の業務の内容と積算根拠を伺います。

答弁

委託業務内容は、当該事業に係る申請書類の発送業務、申請書の受付や内容の確認などの事務作業とコールセンターの運營業務であります。

委託料の積算根拠は、ただいま答弁いたしました業務を行う場合の経費について、2 者から見積書の提出を求めて、安価なほうを予算額として計上したものであります。

質問④

本支援金の支給要件には、今後の生活の自立に向けて、「公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」、「就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと」のいずれかの活動を行うこととあります。この要件についての判断は、誰がどのように行うのかお尋ねします。

答弁

求職活動の確認については、申請時においては、ハローワークから交付を受けた求職受付票や、支給期間中は求職活動状況報告書の提出をもって、求職活動が行われていると判断し、また、生活保護の受給へつなげる必要性のある場合については、申請者ご本人からの申し出により、それぞれ本市において判断をいたします。

再質問④（要約）

支給要件を満たしているか、市が判断するということだが、業務の流れはどうなるのか。

答弁（要約）

委託事業者には、書類の開封、整理、不備がないかを確認してもらう。それを市が再度確認し、最終的な判断を行う。2 回目以降は必ず自立相談支援機関（社会福祉協議会）の面接をしなければならず、そこで状況把握など対応する。

質問⑤

困窮状況や、支給対象となるのか否かの要件に対する問い合わせ、自立に向けた求職活動の状況など、個別具体的な内容に触れるような対応には、専門知識や経験が必要と考えます。また、個人の生活の機微な情報に触れることでもあり、円滑な支給のためには市職員や市社会福祉協議会の担当職員との連携も欠かせません。しかし、今回の支給事務は、電話対応なども含め、民間事業者に随意契約で委託するとされています。市直営での実施は検討されたのでしょうか。なぜ民間事業者に委

託することにしたのか、その理由も併せてお聞かせください。

答弁

本事業の実施にあたり、厚生労働省から要領が示されたのが、6月11日付けの通知であり、7月受付開始に向けて、準備期間が極めて短いなか、対象となる方のおかれている状況からも、速やかに事業を開始することが求められており、会計年度任用職員の臨時雇用も含め、本市直営での実施は困難であると判断しました。これらのことから、本事業にかかる業務については、外部への委託を行いたいと考えております。

再質問⑤（要約）

期間があれば、市直営でできたということか。

答弁（要約）

臨時雇用の職員をどれだけ募集できるか、正規職員の配置がどれだけできるか、その時点の状況も総合的に考えなければならず難しい。

質問⑥

支給要件を満たしているかどうかなど電話相談の内容によっては、市職員や市社協職員の判断を必要とするケースもあり得ますが、関わり方によっては、偽装請負となる可能性が存在します。どのように線引きし、対応するのかお尋ねします。

答弁

支給要件を満たすかの判断については、想定問答にまとめて、原則、コールセンターにて対応することとしておりますが、対応が困難なケース等があれば、受託者の責任者から報告を受け、現場に配置している市職員が対応することとしております。

再質問⑥（要約）

コロナ禍で貸付を借り切り、いまなお困窮している市民が対象。そういう方々へ、現場が混乱するようなことがなくフォローできるのか。現場の職員の過重労働にならないか懸念する。その点の見解を。

答弁（要約）

コールセンターは10人、職員は本事業のことがわかる経験者をリーダーとして配置。8月から臨時雇用職員を1名配置。社協からは1名が常駐、3名がフォローする体制で連携し、過重労働、偽装請負とならないように行う。

質問⑦

国は、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことについて、円滑に移行できていない実態を認め、支援の隙間を埋めるために本支援金を支給するとしています。しかし、長期化し先が見通せないコロナ禍にあって、本支援金の給付期間は3か月間です。このわずかな期間に、新たな就労や生活保護へ円滑に移行できるのか疑問が残ります。スムーズな移行に向けた本市の取り組みについて、見解を伺います。

答弁

当該事業の求職活動要件の中の1つに、本市の委託により市社協が実施している自立相談支援機関において、月1回以上、面接等の支援を受けることが規定されていることから、自立支援機関において、相談の生活状況を適切に把握し、本人の意向を確認しつつ、必要に応じて生活保護につなぐ等の対応を行ってまいります。

再質問⑦（要約）

生活保護にスムーズにつなげられていない現状がある。その点の検証とあわせて、就労支援だけでなく家計改善などの支援、コロナ鬱などもあり他部局や医療機関などとの連携など、体制の強化が必要と考える。市の見解を。

答弁（要約）

今回の事業は、就労による自立につなげるための支援。どうしても困難な人は生活保護につなげる。事業期間の3カ月でそこを見極めるのがポイントと考えている。その上で、どうしても困難な人は、他部局や社協とも連携よく対応したいと考えている。

■ 討論

杉浦 智子

私は、ただいま議題となっております、

議案第103号 令和3年度大津市一般会計補正予算（第5号）に対する賛成討論を行います。

本補正予算は、国が決めた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を本市がその支給事務を担うための経費を計上したものです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長引く中で、生活困窮世帯の自立は極めて困難なことです。そもそもコロナ禍で突然仕事を失ったり、解雇の勧告を受けたりで、精神的にも追い詰められ、経済的な困難のみならず、家族間のトラブルにつながったりと日を追う毎に深刻さが増す世帯も増えています。

そうした世帯が少しでも先を見通して、生活再建に向けて動き出せるきっかけとなることを期待します。

質疑でも明らかになりましたが、本事業が生活困窮者自立支援法に基づくものであり、新たな就労や必要に応じて生活保護制度を活用して、自立支援を促すということです。

この間市社会福祉協議会において、相談や貸付の手続きなどの対応をいただいていた世帯が対象となっていることもあり、市社協の協力は欠かせないものです。支援金の給付の有る無しに関わらず、市社協と生活福祉課とのいっそうの連携と、支援の手が途切れることがないように適切な対応が行われなくてはなりません。生活困窮者自立支援法に「人が人を支える制度であり、支援員の配置が最も重要である」としているように、引き続き相談支援がしっかりと機能するために、市社協に対し必要な人員確保のための財政支援を行うことを求めておきたいと思っております。

また生活保護制度は、本人による申請が原則ですが、丁寧で安心できる制度説明を行い、必要な人が適切に制度を活用できるよう、担当課のさらなる体制強化を進めていただくことを求めて、賛成討論とします。